

東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年1月30日（木）15時15分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 本部長発言
- 3 各局報告
- 4 本部長指示
- 5 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 国内外発生状況（1月30日9時時点）

	中国	日本	韓国	台湾	シンガ ポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア
患者数	7,711	9	4	8	7	1	14	2	7
死亡者数	170	0	0	0	0	0	0	0	0

	オーストラ リア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボ ジア	スリランカ	合計
患者数	7	5	3	5	4	1	1	7,794
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	170

○ 都内発生状況 3名（1月30日9時時点）

- ・ 海外からの旅行者 2名（中国・武漢市居住）
- ・ 中国から帰国した在留邦人 1名

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組みことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の多言語対応
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業等特別相談窓口の設置

[中国武漢市から帰国した在留邦人対応]

- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施

〈第1便〉

- ・羽田から中国武漢への出発便で、支援物資（防護服約2万着）搬送
 - ・1月29日8時40分過ぎ、羽田空港に在留邦人206名が到着
- ※東京消防庁の計21隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター3名（医師、保健師、事務）を派遣
- ・体調不良の方を病院へ緊急搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数	属性等
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	4名	・30代 男性 ・50代男性 ・40代 男性 ・50代女性
都立駒込病院	1名	・50代 女性

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

〈第2便〉

- ・1月30日8時50分頃、羽田空港に在留邦人210名が到着
- ※東京消防庁の計17隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター3名（薬剤師、環境監視、事務）を派遣
- ・咳等の症状のある方13名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	2名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	4名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	5名

[帰国邦人への対応]

- ・国の要請を受け、本日帰国する在留邦人の経過観察のために受け入れる警察大学校や国の研修所に対し、医師や看護師、保健師のほか、事務職員を派遣

令和2年1月30日
福祉保健局

新型コロナウイルス関連肺炎に対する今後の対応

○ 中国武漢市から帰国された方への対応

- ・ 国からの要請に応じ、滞在先となる警察大学校及び西ヶ原研修合同庁舎へ、医療専門職等を派遣し、帰国された方からの医療保健相談に対応

○ 福祉保健局内の対応体制強化

- ・ 東京都新型コロナウイルス関連感染症対策本部設置を受け、庁内、国及び区市町村との連携を密にし、感染症対策に万全を期す体制を整備
(サーベイランスの確実な実施、医療提供体制の確保 など)

※これまでの主な対応

- ・ 1月28日、中華人民共和国湖北省へ約2万着の防護服提供
- ・ 検査について、国の要請を受け、東京都健康安全研究センターにおいて引き続き実施
- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎について、1月29日午後6時より、都民からの相談に対応するコールセンターを開設中

福祉保健局の対策組織

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長：知事

連携

福祉保健局新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長：局長 副本部長：次長、技監、理事
事務局：総務部総務課、健康安全部健康安全課
委員：局内各部部長
【所掌事項】新型コロナウイルス感染症への対策に係る局の対応方針の決定

幹事会

幹事長：総務課長
事務局：総務部総務課、健康安全部健康安全課
委員：庶務担当課長
【所掌事項】
本部を円滑に運営するために必要な事項

助言

感染症対策アドバイザー
(感染症対策に関する専門家)

危機管理部会

部会長：次長
副部会長：総務部長
事務局：総務部総務課、健康安全部健康安全課
委員：総務部、指導監査部、医療政策部、
保健政策部、生活福祉部、
高齢社会対策部、
障害者施策推進部、少子社会対策部、
健康安全部

【所掌事項】
庁内調整・動向把握
局内危機管理体制・業務継続体制の確保
施設等における感染予防・拡大防止等

保健医療部会

部会長：技監
副部会長：健康安全部長
事務局：総務部総務課、健康安全部健康安全課、
感染症対策課
委員：医療政策部、保健政策部、健康安全部

【所掌事項】
防疫・相談・検査体制の確保
国等の動向把握等
医療提供体制の確保等
区市町村、保健所（都・特別区・保健所設置市）等
との連絡調整

医療物資分科会

事務局：総務部総務課、健康安全部感染症対策課、
薬務課、医療政策部医療政策課

【所掌事項】
医薬品・医療資器材の備蓄計画、使用計画の策定
医薬品等の放出時期等の検討